

**地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた
広島県アクションプラン
令和6（2024）年度～7（2025）年度**

**令和6（2024）年2月
ひろしま多文化共生連絡協議会
（地域日本語教育総合調整会議）**

目 次

第 1	はじめに	・ ・ ・ 1
1	趣旨	・ ・ ・ 1
2	対象範囲	・ ・ ・ 1
3	策定主体	・ ・ ・ 1
4	対象期間	・ ・ ・ 1
第 2	広島県内の地域日本語教育を取り巻く現状と課題	・ ・ ・ 2
1	外国籍県民数の推移	・ ・ ・ 2
2	広島県内の外国人等に対する地域日本語教育の現状・課題	・ ・ 3
第 3	前アクションプランにおける取組結果	・ ・ ・ 4
第 4	広島県の地域日本語教育の推進体制	・ ・ ・ 5
1	ひろしま多文化共生連絡協議会(地域日本語教育総合調整会議)の開催	・ ・ ・ 5
2	県、市町、(公財)ひろしま国際センターの役割分担	・ ・ ・ 5
第 5	今後の取組	・ ・ ・ 8
1	県の取組	・ ・ ・ 8
2	市町の取組	・ ・ ・ 9
3	(公財)ひろしま国際センターの取組	・ ・ ・ 9

第1 はじめに

1 趣旨

「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、令和2年度に、県及び市町が連携して取り組むべき方針として「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた広島県アクションプラン」（対象期間：令和3年度から令和5年度まで）を策定した。以降、アクションプランを基に、地域に在住する外国人等*が、日本語を学ぶことができ、また、社会の一員として、孤立することなく地域に参加できる環境を整備するため、関係機関が連携して、地域コミュニティ拠点としての地域日本語教室の拡充に取り組んできたところである。

令和5年度がアクションプランの終了年度となることから、令和6年度以降の、県及び市町が連携して引き続き取り組むべき方針となる新たなアクションプランを策定する。

* 外国籍に限らず、日本語が母語でないなど、広く外国にルーツを持つ人々が対象。

【日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）】（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、（法の）基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する

（地方公共団体の基本的な方針）

第11条 地方公共団体は、（国の）基本方針を参酌し、地域の実情に応じ、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める

（地方公共団体の施策）

第26条 地方公共団体は、（略）国の施策を勘案し、その地域公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする

2 対象範囲

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定 令和2年6月23日）オ 地域における日本語教育」及び文化庁事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業等）で扱う範囲とし、県と市町*が連携して取り組むべきアクションプランとする。 * 広島市は推進計画を別途策定済

【日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）】（抜粋）

オ 地域における日本語教育

各地域において、地域の実情に応じた日本語教育を推進する

- ① 日本語を学習する機会を提供すること
- ② 一定水準の学習内容を示すこと
- ③ 日本語を教える人材の質の担保・量の確保を図ること
- ④ 学習目標の明確化等を通じて外国人等の日本語学習への動機付けを図ること

3 策定主体

ひろしま多文化共生連絡協議会（地域日本語教育総合調整会議）

4 対象期間

令和6（2024）年度～令和7（2025）年度

第2 広島県内の地域日本語教育を取り巻く現状と課題

1 外国籍県民数の推移

～新型コロナウイルス感染症拡大で一時的に減少したが、令和5年には過去最高の外国籍県民数に～

- ① 広島県内には、令和5年6月末現在で58,954人（令和4年12月からの半年間で2,886人の増加）の外国籍県民が生活している（全国15位）。
- ② 最近の推移では、平成20年の42,226人をピークに年々減少傾向にあったが、平成25年から増加傾向に転じ、この10年で約1.5倍に増加、令和元年には過去最高の人数を記録した。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限等で一時減少したが、令和5年になり、過去最高の人数を記録した。

（各年12月末現在・令和5年は6月末現在、単位：人）

年度	H25年	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	2年	3年	4年	5年
人数	38,736	39,842	42,899	46,047	49,068	52,134	56,898	55,782	50,605	56,068	58,954
対前年比増減	191	1,106	3,057	3,148	3,021	3,066	4,764	△1,116	△5,177	5,463	2,886

- ③ 令和5年（6月末）の国籍別人口は、ベトナム（13,946人・23.7%）、中国（11,880人・20.2%）、フィリピン（9,107人・15.4%）の順となっており、令和2年からは、それまで最も多かった中国国籍を抜き、ベトナム国籍が最多となっている。
- ④ 令和5年（6月末）の在留資格別人口は、永住者（14,404人・24.4%）、技能実習生（13,442人・22.8%）、特定技能（6,549人・11.1%）、特別永住者（6,150人・10.4%）、留学生（4,872人・8.3%）の順で、この10年で技能実習及び特定技能が約2.4倍、留学生が約1.6倍の増となっている。
- ⑤ 県内では、中小企業を中心に、人手不足に直面しており、外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・有効求人倍率（R5平均）は、1.55倍（全国6位）
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27以降急激に増加し17,204人、全国6位（R5.10末、広島労働局調べ）に達する。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所（6,328中3,897事業所）、100人未満を含めると8割（6,328中4,779事業所）に達する（R5.10末、同）。

2 広島県内の外国人等に対する地域日本語教室の現状・課題

＜広島県における「地域日本語教室」の位置づけ＞

広島県においては、地域の日本語教室は、地域の多文化共生の拠点という身近な社会教育の場として、重要な役割を担うとともに、地域の外国人等が、日本語学習のみならず、地域の様々な生活情報を得ることができ、また、困りごとがあった時に相談できる、地域住民とのコミュニティー拠点として位置付けている。

～ボランティアに支えられる地域日本語教室、地域日本語教室空白地域も依然多数存在、運営資金・専門家・ボランティアが不足～

(1) 現状

- ① 国の「令和4年度日本語教育実態調査」によると、広島県では、日本語教育実施機関・施設等の数は、令和2年度(71)をピークに減少している(65)。地域日本語教室を支えるボランティアについては、令和元年(490人)以降、減少傾向にある(313人)。また、市町へのヒアリングによると、高齢化や転居等によりボランティアの新たな確保も困難となっている。地域日本語教育コーディネーターについては、平成29年度に配置機関数・実数(9機関・14人)とも過去最高を記録して以降減少に転じ、令和元年度以降横ばい(5機関・5人)となっている。

地域日本語教育コーディネーター：地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成や日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わる者(文化庁資料から抜粋)

- ② 外国籍県民に対して実施した令和4年度外国人材生活意識調査では、日常生活で困っていることの一つは地域の人とコミュニケーションが取れない(53.1%)という回答であった一方、外国籍県民の日本語学習意欲は、95.7%と非常に高い。
- ③ 外国籍県民の増加に伴い在留資格や言語・文化等背景の多様化も進み、日本語の学習を希望する外国人等が必要とする日本語は一様ではなく、外国人等の日本語学習の意欲にも差があると言われている。
- ④ 県内の多くの地域日本語教室は、多くのボランティアによって支えられており、また、多様化する外国人等のニーズに対応しなければならない。
- ⑤ 令和元年度に実施した「日本語教室空白地域に関する市町アンケート調査」では、県内の空白地域*は、少なくとも9市町31地域であった。令和5年度の再調査では、教室の新規開設や空白地域範囲の変更により空白地域数は減少したが、少なくとも9市町17地域が空白地域であった。その後、新たに1地域の教室が開設したため、現在は9市町16地域が空白地域となっている。地域日本語教室への参加を希望するが、機会を得られていない、もしくは、費用や時間をかけて遠距離の教室に通っている外国人等が一定程度存在する。

* 空白地域の範囲の捉え方は、市町の実態に応じて、旧市町村域、中学校区(生活圈域)と様々ある。

- ⑥ 今後も外国人等の増加が見込まれ、十分な日本語学習の機会を得られない人も増加することが予想される。

(2) 課題

- ① 地域日本語教室の所在する多くの市町から、日本語学習を希望する外国人等が増加する中、日本語学習支援者や運営補助者が不足しているほか、運営資金が十分でないという課題が提起されている。
- ② 地域に在住する外国人等が、日本語を学ぶことができ、また、社会の一員として孤立することなく地域に参加できる環境を整備するためには、地域日本語教室が、地域の外国人等にとって身近な社会教育の場として、日本語学習のみならず、地域住民との多様な交流の機会を得られ、すべての参加者がともに学べる地域のコミュニティ拠点としての役割を果たしていく必要がある。

- ③ 地域日本語教室がこの役割を果たすため、市町や国際交流協会、地域住民、企業等における教室の設置目的や理念等の共有が必要であり、関係者間の橋渡しや調整を行うための専門的見地を持つ地域日本語教育コーディネーターやその役割を果たせる人材が関わる必要がある。
- ④ このため、地方公共団体としては、予算面や運営支援者等確保の観点から積極的に教室の運営等を支えるとともに、地域日本語教育コーディネーターの派遣・養成や、空白地域における新たな地域日本語教室の開設など、地域コミュニティー拠点としての場の提供に努める必要がある。

第3 前アクションプランにおける取組結果

令和2年度に前アクションプラン（対象期間：令和3年度から令和5年度まで）を策定後、国の「地域日本語教育の総合的な推進体制づくり」補助事業を活用して、県、市町及び（公財）ひろしま国際センターが連携して、地域日本語教室の拡充に向けた取組を次のとおり実施し、教室運営の向上や学習支援者等の確保、空白地域の減少に繋げている。

- 地域日本語教育総合調整会議の実施

「ひろしま多文化共生連絡協議会」において、「地域日本語教育総合調整会議」を年2回開催し、情報や課題の共有、国や県・市町・関係機関との連携強化を行い、取組の促進を図っている。

- 総括コーディネーター1名の配置

（公財）ひろしま国際センターに、地域日本語教育に係る専門知識を有する総括コーディネーターを配置し、ボランティア、市町職員を対象とした研修等を実施するとともに、地域日本語教室の新規開設や運営向上に向け、市町に対する助言、地域日本語教育コーディネーターの養成等を行っている。

- 地域日本語教育コーディネーターの配置、育成

（公財）ひろしま国際センターにおいて、不足している地域日本語教育コーディネーター候補者の育成を行い（4名）、うち1名は地域日本語コーディネーターとして令和5年度から配置され、市町に対する助言及び研修等の取組が行われている。

- 日本語学習支援者養成研修等の開催

市町と連携し、地域日本語教室の運営に携わる日本語学習支援者の養成（10市町）や、住民等に対する地域日本語教室の重要性の理解促進（1市）を実施した。

- 地域日本語教室の空白地域の解消

地域日本語教室の空白地域において、令和5年度末までに4市町8地域で新たに教室を開講した。

[各年度の市町取組状況]

事業名	R2	R3	R4	R5
日本語学習 支援者養成研修	呉市 安芸高田市 海田町 北広島町	呉市 安芸高田市 海田町 三次市 廿日市市	呉市 安芸高田市 海田町 三次市 廿日市市 北広島町 府中町	呉市 海田町 三次市 廿日市市 三原市 北広島町
市町独自	三原市、尾道市、福山市			
地域日本語教育 理解研修会	廿日市市	廿日市市	廿日市市	廿日市市
地域日本語教室 開設	—	安芸高田市(3) 北広島町(1)	三原市(2) 廿日市市(1)	廿日市市(1)

第4 広島県の地域日本語教育の推進体制

1 ひろしま多文化共生連絡協議会（地域日本語教育総合調整会議）の開催

- 本県においては、多文化共生社会づくりのため、各市町に外国人相談窓口及び日本語学習支援窓口を設置しているほか、県が事務局となり、各市町や国の関係機関等を構成員とする「ひろしま多文化共生連絡協議会」を設置している。
- 地域日本語教育については、県、市町、（公財）ひろしま国際センターが連携しながら進めていく必要があることから、引き続きこの協議会を活用して「地域日本語教育総合調整会議」を引き続き開催し、外国人等のための日本語学習機会の提供を進めていくための方針や取組内容等を協議、決定する。

2 県、市町、（公財）ひろしま国際センターの役割分担

- 国が令和4年11月に「地域における日本語教育の在り方について（報告）」を作成し、国、都道府県、市区町村が担う役割分担の考え方を次のとおり整理した。

国	都道府県	市区町村
1 地域日本語を推進する中核人材の養成 2 日本語教育の重要性の広報・周知 3 日本語教育に対する財政支援、ノウハウの提供 ※1～3に係る予算の確保	1 域内の日本語教育の体制整備 2 域内の市町村の日本語教育担当者等の研修 3 域内の日本語教育のニーズの把握 4 域内の日本語教育の活動内容の広報 ※1～4に係る予算や市町村に対する財政支援に係る予算の確保	1 日本語教育の実施 2 日本語学習支援者の育成 3 外国人等のニーズの把握 4 日本語教育に関する広報、住民の理解促進 ※1～4に係る予算の確保

【参考：「国の基本的な方針」（R2年決定）における国及び地方公共団体の責務】

・国

日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置、財政上の質その他の措置を講じなければならない。（以下略）

・地方公共団体

日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

- 上記の整理を踏まえ、県、市町、(公財) ひろしま国際センターで、次のような役割分担のもと、連携した事業を引き続き進めていく。

(県の役割)

- ① 市町や(公財) ひろしま国際センターと協働した、市町の地域日本語教室拡充に係る取組支援
- ② (公財) ひろしま国際センター(研修部)における総括コーディネーターの配置及び地域日本語教育コーディネーターの確保・養成の支援
- ③ 国との施策連携・調整、日本語教育機関等との連携
- ④ 地域日本語教室に係るニーズ等の把握
- ⑤ 県内の地域日本語教育活動内容の広報

(市町の役割)

- ① 県や(公財) ひろしま国際センター等と協働した、地域日本語教室の開設、運営(他団体への委託、NPO等が実施主体である場合の当該NPO等の活動支援を含む)
- ② 地域日本語教室の運営において中核となる人材の確保や日本語学習支援者等の確保・養成
- ③ 地域日本語教育コーディネーターの確保
- ④ 地域の外国人等のニーズ等の把握
- ⑤ 住民への理解促進

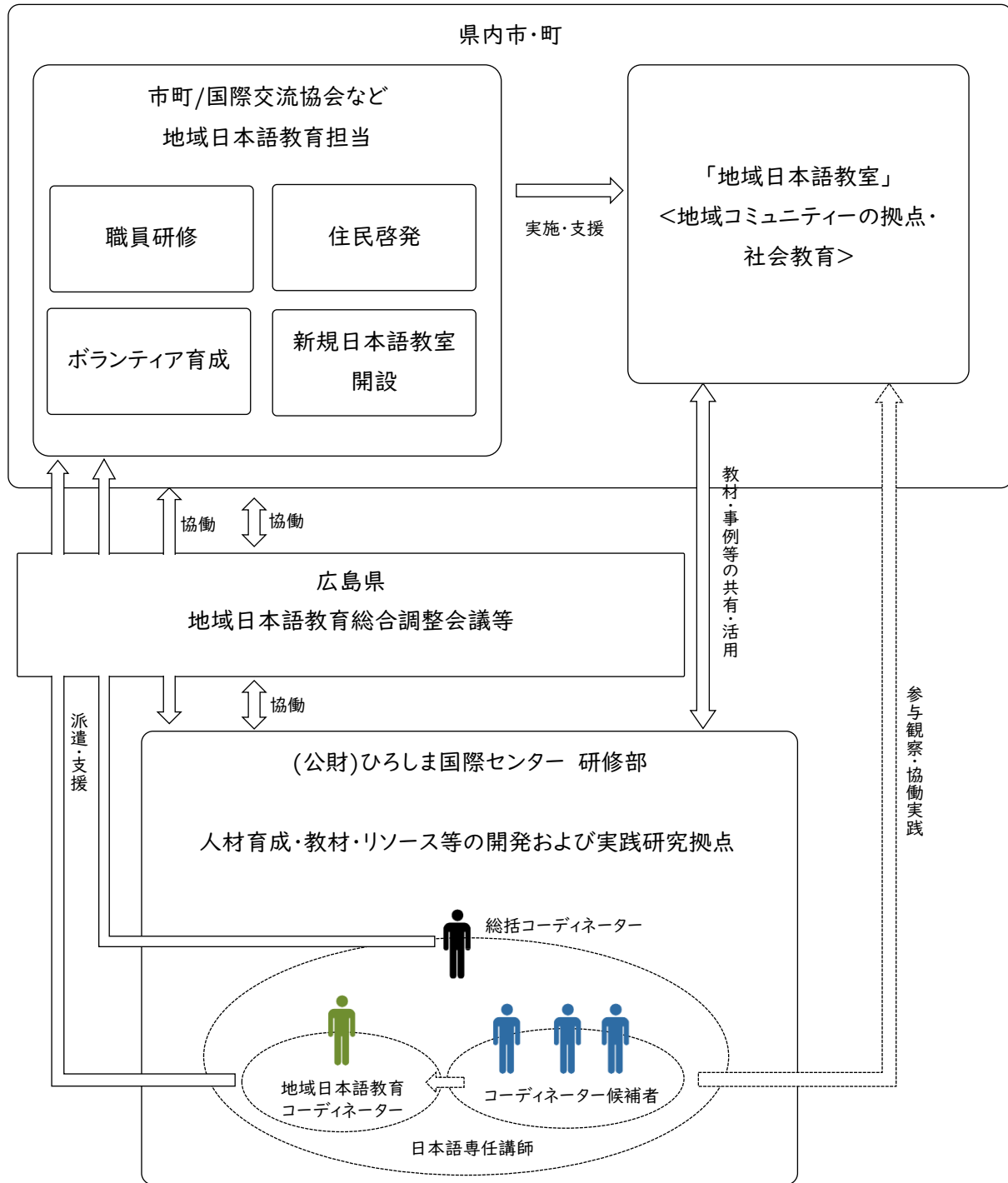
((公財) ひろしま国際センター(研修部)の役割)

(公財) ひろしま国際センター研修部の日本語講師チームは、これまで JICA 研修員や留学生、地域に在住する外国人等に対する日本語教育の提供、市町等からの依頼に応じた日本語教育に関する研修の実績やノウハウを数多く有している。

同センター研修部のノウハウ等を活かし、研修部を中核として県内の市町のリソースを有機的に結び付けるとともに、適宜人的や教材等の面で、市町のサポートができるよう体制強化を図りながら、県全体の地域日本語教育の拡充を図る。

- ① 総括コーディネーターの配置、地域日本語教育コーディネーターの配置及び育成
- ② 県、市町等と協働した、地域日本語教室の運営支援
- ③ 市町の要請に基づく研修の実施や、教室の新規開設に向けた助言等の実施(総括コーディネーター及び地域日本語コーディネーターの市町への派遣、教材や事例等の共有・活用等)
- ④ 地域日本語教育推進のハブとしてのコーディネーター人数の拡充等の体制強化

【本県の地域日本語教育推進体制】



※参加観察：社会調査の方法の一。調査者自身が調査対象である社会や集団に加わり、長期にわたって生活をともにしながら観察し、資料を収集する方法。文化人類学における異文化社会の研究などに用いられる。
(出典：デジタル大辞泉)

第5 今後の取組

1 県の取組

外国人等が、社会の一員として孤立することなく地域に参加できる環境を整備するため、国の「地域日本語教育の総合的な推進体制づくり」補助事業などを活用し、県と市町の連携により地域の課題を明らかにしながら、空白地域への地域日本語教室の開設や地域コミュニティー拠点としての地域日本語教室の形成に引き続き取り組む。

(1) 総合調整会議の開催

県、国・市町、関連団体、有識者（総括コーディネーター）等から構成される会議を開催する。

- ・日本語教育推進法成立後の行政の役割や国・県・市町の役割分担への理解を深め、自治体が行うべき地域日本語教育の在り方、国の施策と連動した今後の取組方針などについて、関係者で共通認識を図る。（5月頃）
- ・地域日本語教室や日本語学習支援者研修で実施した内容やヒアリング結果を共有するとともに、翌年度の事業内容について協議し決定する。（1月頃）

(2) 総括コーディネーターの配置

（公財）ひろしま国際センターに在籍する日本語講師のチームリーダーを総括コーディネーターとして配置し、研修の実施や、教室の新規開設に向けた市町への助言、地域日本語教育コーディネーターの育成等を実施する。

(3) 地域日本語教育コーディネーターの配置、育成支援

（公財）ひろしま国際センターの日本語講師を、地域日本語教育コーディネーターとして配置し、研修の実施や、教室の新規開設に向けた市町への助言等を実施するとともに、地域日本語教育コーディネーター候補者を、OJT（各種日本語教育プログラムのコースデザイン、カリキュラム、授業内容・使用教材等の作成、授業の実施、報告書の作成など）や地域日本語教室での参与観察、観察結果等に基づく協働実践等により地域日本語教育コーディネーターとして育成する。

(4) 市町等職員研修

総合調整会議構成員を対象として、日本語教育推進法の今後の動向、職員に求められるもの、「やさしい日本語」等、総合調整会議における意見交換や協議内容とも関連付けながらテーマ設定を行い、総合調整会議と併せて開催する（5月頃、1月頃）。

(5) 市町の取組支援

① 目的

外国人等が、社会の一員として孤立することなく地域に参加できる環境を整備するため、地域日本語教室の空白地域を解消し、日本語を学ぶ場を提供するとともに、社会の一員として地域へ参加できるよう、地域コミュニティー拠点としての地域日本語教室の立ち上げ、既存教室のボランティア支援、地域住民への啓発等を目的とする。

この目的を達成するため、市町への委託事業により、地域課題等の把握・検証、教室運営上のノウハウの蓄積、県内の関係機関等への共有を図りながら地域日本語教室の整備を推進する。

② 実施方法

県内市町へのヒアリング等に基づき、課題等を抽出し、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターと連携して、市町等に業務を委託して実施
(委託先) 県内市町及び市町国際交流協会、NPOなど日本語教室の運営団体等

③ 委託業務の概要

名 称	概 要
日本語学習支援者養成研修	地域日本語教室における日本語学習支援者の養成を通じて、地域の課題等の把握・検証及び運用上のノウハウの蓄積を行う。
地域日本語教育理解研修会の開催	地域日本語教室や、「やさしい日本語」の重要性の理解促進などに向けた研修会等の開催を通じて、行政・住民・NPO等の協働体制整備に向けた、地域の課題等の把握・検証及び運用上のノウハウの蓄積を行う。
地域日本語教室の開設（新規のみ）	空白地域に地域日本語教室を新たに開催することを通じて、地域の課題等の把握・検証及び運用上のノウハウの蓄積を行う。

<空白地域の解消に係る目標>

令和7年度までに空白地域9市町16地域の解消を目指す。

2 市町の取組

県と（公財）ひろしま国際センターと連携を図りながら、空白地域への地域日本語教室の開設や地域コミュニティー拠点としての地域日本語教室の形成に向けて、引き続き地域の課題を明らかにしながら的確に取り組む。

- (1) 新たな地域日本語教室の立ち上げ
- (2) 地域日本語教室の立ち上げ・継続のための日本語学習支援者養成研修等の実施
- (3) 地域日本語教室や「やさしい日本語」の重要性の理解促進のための、住民等に対する研修の実施
- (4) 県等が実施する地域日本語教育に係る研修への参加
- (5) 各市町内の地域日本語教室に関する現状・課題等の把握

3 （公財）ひろしま国際センターの取組

研修部の総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターが中心となって、市町の取組を支援する。

- (1) 総括コーディネーターの配置
 - ① 地域日本語教育に関する県・市町等との協議、調整
総合調整会議、アクションプラン作成等への参画 等
 - ② 地域日本語教室・空白地域解消等に関わる取組支援
日本語ボランティア講座の実施や教室運営に係る助言 等
 - ③ 市町職員・住民等に対する啓発活動等の支援
地域日本語教室の役割や「やさしい日本語」研修等の実施 等
 - ④ 地域日本語教育に関する教材作成等の実施
 - ⑤ 地域日本語教育コーディネーターの育成

(2) 地域日本語教育コーディネーターの拡充

- ① 地域日本語教育に関する県・市町等との協議、調整
総合調整会議への参画 等
- ② 地域日本語教室・空白地域解消等に関わる取組支援
日本語ボランティア講座の実施や教室運営に係る助言 等
- ③ 県内市町職員・住民等に対する啓発活動等の支援
地域日本語教室の役割や「やさしい日本語」研修の実施 等
- ④ 地域日本語教育に関する教材作成等の実施

(3) 地域日本語教育コーディネーター候補者の育成

- ① 地域日本語教室での参与観察の実施
- ② 参与観察結果に基づいた協働実践の実施

※今後、人材育成を経て、地域日本語教育コーディネーターとして市町支援等
や総括コーディネーターの補佐等の業務を行う。